

平成27年度 第6回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年9月24日（木）14時30分から15時30分まで

2、開催場所：西宮市役所東館8階805会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	草加	智清
	4番	西田	いさお
	5番	岡田	義治
	6番	茶谷	勝視
	7番	大前	輝雄
	8番	松本	俊治
	9番	森畑	義明
	10番	奥村	幸弘
	11番	丸	幸良
	12番	松田	秀夫
	13番	二本松	義人
	14番	高田	孝
	15番	前田	豊

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第8号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の件
議案第9号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件
報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件
報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
報告第19号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増尾	尚之
係長	水田	正清
主査	吉田	順二

議 長	委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。 定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	異議なしとのことですので、6番の茶谷委員と7番の大前委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。まず議案第8号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	まず農地法第4条の規定に基づく許可申請の手続きについてご説明します。市街化調整区域内農地での転用手続きについては農地法第4条第1項の規定に基づき、当該農地の所在する市の農業委員会が、県知事に対して意見書を送付し、許可を得ることになっています。 【議案書及び別紙資料をもとに朗読】 また、資力・信用については金融機関からの融資を確認しており、計画日程及び内容からも事業目的が果たされ、周辺農地への影響についても問題無いと判断されますので、許可相当と考えております。以上で議案の朗読並びに説明を終わります。
議 長	事務局の説明はおわかりました。次に地元委員の説明をお願いします。 森畑委員、お願いします。
森畑委員	議案第8号についてご説明します。山口町名来の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、国道176号線から東へ約120メートルのところであり、神戸市北区に隣接した場所にあります。申請農地は、3筆が一体となった農地であり、耕作地として適正に保全管理されています。なお、太陽光発電設備の設置については、特に問題無いと思われまふ。以上で地元委員の説明を終わります。
議 長	地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
委員一同	(質問なし)
議 長	なければ議案第8号「農地法第4条の規定に基づく許可申請の件」につきまは、意見書を付して県知事に進達することにしてご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)

議 長 ご異議が無いようなので、議案第 8 号「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、県知事に進達することとします。続きまして、議案第 9 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 **【議案書朗読】**
主たる従事者であった小野吉子氏は平成 27 年 2 月 26 日にお亡くなりになり、小野泰治氏が当該農地を相続することになりましたが、農地を維持することが困難になったため、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買取申出するにあたり、農業委員会に対し被相続人が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で議案の朗読説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。
岡田委員 岡田委員、お願いします。
岡田委員 議案第 9 号についてご説明します。薬師町の申請農地は、添付の地図でお解かりいただけたと思いますが、市立高木幼稚園より南東へすぐのところにあります。農地は、耕作地として適正に管理されています。以上で、地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。
委員一同 (質問なし)
議 長 なければ、議案第 9 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、ご承認いただくこととしてご異議ございませんか。
委員一同 (異議なし)
議 長 ご異議がないようですので、議案第 9 号につきましては、証明書を交付することとします。続いてこれより報告案件に入ります。まず報告第 16 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 **【議案書朗読】**
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問ございませんか。
委員一同 (質問なし)
議 長 質問もないようですので本報告はこの程度にとどめます。

議 長 続きます。報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 **【議案書朗読】**
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問ございませんか。
委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようですので本報告はこの程度にとどめます。続きます。報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 **【議案書朗読】**
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問ございませんか。
委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようですので本報告はこの程度にとどめます。続きます。報告第19号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事 務 局 **【議案書朗読】**
8月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認しましたので、会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対しご質問ございませんか。
委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようですので本報告はこの程度にとどめます。以上をもちまして、本日予定しておりました議案審議並びに報告案件はすべて終了しました。これもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

議 長 上記議事録を正当と認め署名する。

委 員

委 員